

1. 新型コロナウイルス感染症の影響で困難を被っている企業、個人への支援政策

2021年10月19日、新型コロナウイルス感染症の影響で困難を被っている企業、個人への支援の解決方法についての議決・第406/NQ-UBTVQH14号が国会常任委員会を通過しました。

❖ 法人税の減税について

法人税法の規定に従って2021年の売上が200,000,000,000VNDを超えない、及び2019年の売上に比べて2021年の売上が減少する場合、2021年の法人税の納税額の30%を減額します。

2020年、2021年の課税期間に合併、統合、吸収、分離、分割、新規に設立した納税者に対しては、2019年の売上に比べて2021年の売上が少なくとも減額する基準を適用しません。

❖ 個人所得税、付加価値税の免税について

2021年にCOVID-19の影響を被っている地域での経営、生産の活動をする個人事業主に対して、中央直轄都市の人民委員会の委員長の決定により、2021年第3四半期及び第4四半期の各月において経営、生産活動から発生する個人所得税、付加価値税及びその他の税金を免税します。

ソフトウェア製品の供給・サービス、及び電子画像、電子ゲーム、オンラインの映画、音楽、画像、動画の供給サービス、製品の提供からの所得、売上に対しては免税は適用されません。

❖ 付加価値税の減税について

2021年11月1日から12月31日まで付加価値税の減税は以下の商品、サービスに適用します。

- (i) 運送サービス（鉄道輸送、水路輸送、航空輸送、その他の道路輸送）宿泊、飲食サービス。旅行代理店のサービス。旅行ツアー経営、旅行ツアーの促進及び企画に関する支援サービス。
- (ii) 製品及び出版サービス、映像サービス、テレビ番組制作、音楽録音、音楽出版、芸術品及び作曲、芸術サービス。図書館のサービス、娯楽、博物館及び保存、その他の文

化活動。スポーツサービス、グループでの製品サービス、娯楽及び遊戯。

- (iii) 出版ソフト及びオンライン形式での生産・事業サービス、商品は含まれません。

課税の方法によって、付加価値税の減税は以下のように適用されます。

- a) 控除法で付加価値税を計算する企業、組織は本項に規定するサービス、商品を生産し、事業を行っている場合、付加価値税の税率の30%が減額されます。
- b) 売上の%率での方法による付加価値税を計算する企業、組織は本項に規定するサービス、商品を生産し、事業を行っている場合、付加価値税を計算する為の%率の30%が減額されます。

❖ 延滞金

2020年に赤字が発生した企業、組織（付属ユニット、事業所も含む）に対して、未払税金、土地賃貸料、土地使用料金の2020年及び2021年に発生した延滞金を免除します。

本条項の規定は延滞金が既に支払われた場合に対しては適用されません。

2. 会計計上

❖ 個人所得税の還付案内

COVID-19の影響で発生した費用の計上の案内について、2021年9月10日付けの財務省のオフィシャルレター・第10385/BTC-QLKT号によると、以下の様になります。

COVID-19の影響で、活動停止期間中の生産部門に直接関係する費用を勘定項目811-その他の費用として計上します。

会社は事業所の財務諸表の説明書にこの計上を説明しなければなりません。

COVID-19の影響で発生する生産部門に直接関係する費用についての税務義務は税法に従って実施されます。

3. 税務管理

2020年10月19日、政府発行の政令・第126/2020/ND-CP号及び2021年9月29日、税務管理法の一部条項の実施を案内する財務省の通達・第80/2021/TT-BTC号が発行されたばかりです。新しい内容の一部、特記すべきものは以下の様になります。

❖ 異なる税の種類ごとに税金を支払う及び企業の事業活動がある地域への未払税額の割り当て方法、割り当てケース、確定申告、課税、申告についての案内

- 省外の商品販売活動に対して、税務管理機関への付加価値税の申告規定を破棄します。
- 納税者が本社を置く場所と異なる地方に開設事業活動及び不動産の譲渡活動に対して、付加価値税の割り当て率は以前の規定（第13条2b、2c項）のような2%ではなく、1%に減少されます。
- 納税者は独立計上をする付属ユニットがある地方への法人税の申告、納税に関する規定がなくなります。現在、この場合の税務上の取り扱いがどうなるかはまだ不明です。
- 納税者は生産施設がある場所と異なる地方への法人税の割り当てに対して、割り当て率を確定する費用は課税期間に実際に発生した費用になります。（第17条2c項）
- 法人税の優遇措置を受けている生産施設（事業所、付属ユニット）に対しては優遇を受ける活動の事業生産結果及び優遇程度に基づいて、税務の申告を実施します。（第17条2c項）
- 給与、報酬に対する個人所得税に対しては雇用者は各個人の実際に源泉徴収をした税額に従って、各地方で働く個人の給与、報酬からの所得に対して割り当てる必要がある個人所得税を確定します。
- 納税について、納税者は各省の国家予算へ納付するため、納税証憑を一つだけ作成し、本社で納付します。納税者の納税証憑を受ける国家は割り当てられた徴収項目を受け取った省レベルの場所で計上します。（第12条4項）

❖ 税還付・税相殺

- 本社が位置していない省、地域での不動産の譲渡活動又は建築活動がある納税者に対する過納した付加価値税又は法人所得税の還付についての規定を追加します。（第45条1g項）

- 解散、倒産又は稼働停止中の組織に対しては、特殊な場合での付加価値税の還付又は過納した税金の還付に対する書類・手続きについて追加的に案内します。（第31条、第33条1c項）
- 税金還付の書類について詳細に案内します（第28条、第29条、第30条、第31条）
- 還付した付加価値税が法律の規定に従っていないが控除条件を満たす場合、本社は、誤納を発見する時点若しくは税務機関又はその他の管轄国家機関から超過の還付済みの税金の回収決定を受ける時点の翌期より控除することができます。（第40条4項）
- 税関の供給する情報で確定される未納税金（税関の費用又は手数料は含まれない）は還付できる税金、超過した納金額から相殺することができます。（第34条2b項）
- 本社での過納金又は還付金は支社、付属事業所での未納税金から相殺することができます。逆の場合も同様です。（第34条2b項）。
- 納税者は、未納税金を相殺したが還付金/過納金がまだ残る場合、この金額でその他の納税者の代りに未納税金を支払うことを税務局に申請することができます。（第34条2d項）
- 税務機関が処理する会計帳簿に納税者の10年を過ぎた超過額及び登記した住所で稼働していない納税者の手続き、順序についての規定を追加します。（第26条2,3項）
- 納税者は二重課税を回避するための協定に従って、税金還付を申請するため、国家金庫、商業銀行の承認がある納税証憑を提出する必要はありません。代わりに、納税者はフォームに従った納税諸表一覧表を提出することができます。（第30条1項b5号）

4. 電子インボイス

2021年9月17日付、財務省は税務管理法とインボイス、証憑についての政令・第123/2020/ND-CP号の一部条項を案内する通達・第78/2021/TT号を発行しました。この通達は2022年7月1日より発効します。

注意すべき箇所は以下の様になります。

- 企業、経済的組織又はその他の組織である販売者・サービス提供者は商品の販売又はサービスの提供に対する電子インボイスの発行を第三者（販売者・提供者との関係が

あり、電子インボイスの使用条件を満たし、電子インボイスに制限される対象でない組織)に委任することができます。

- 電子インボイスの記号、インボイスのフォーム番号記号に関する詳細を案内すること
- 税務機関のコードのある電子インボイスの適用に変更すること
- その他の場合に対する電子インボイスの適用
- 税務機関にすでに発送された誤りのある電子インボイス又は電子インボイスのデータの一覧表に対する処理
- 税務機関と電子データが連結されるキャッシュレジスターから作成され税務機関のコードがある電子インボイス

5. 関税

2021年9月11日、政府はCOVID-19の予防の支援のための輸入品に対する税務対策についての議決・第106/NQ-CP号を発行しました。

個人、組織がCOVID-19を予防するために政府、保健省、都市又は県の人民委員会、祖国戦線に支援する商品に対する関税、付加価値税は人道支援又は無償救済と同じように扱われます。

具体的には、関税法の第2条4項b号の規定に該当する輸入品に対して関税を徴収せず、付加価値税法の第5条19項の規定に従い付加価値税を徴収せず、政府発行の政令・第209/2013/ND-CP号の第3条9項に該当する輸入品に対して付加価値税を徴収しません。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。